

6 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 離島の保全等

ア 国境離島の保全・管理

① 国境離島及び低潮線の安全的な保全・管理の推進

- 低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施しました。平成 31 年 3 月末時点で、低潮線保全区域内における制限行為及び保全対策が必要な地形の変状は確認されていません。(国交省)
- 関係省庁で連携し、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像や巡視等により、国境離島の状況把握を実施しました。(内閣官房、内閣府、文科省、農水省、国交省、環境省、防衛省)
- 総合海洋政策本部参与会議に設置された MDA の取組を活用した国境離島の状況把握に関するプロジェクトチーム(PT)において、国境離島の状況把握の手法と課題及び状況把握の考え方等について検討を進めました。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省)
- 「厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証委託事業」において、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、沖ノ鳥島等において、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発・実証に取り組みました。(農水省)
- 沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等、観測拠点施設の更新等を行うとともに、沖ノ鳥島の監視・観測設備等について緊急点検を行い、通信回線の二重化、電源設備の管理高度化等の緊急対策を行い、管理体制の強化を図りました。(国交省)
- EEZ 等の保全及び利用に関する活動の拠点となる特定離島港湾施設において、国による港湾の管理を実施し、利活用を図るとともに、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾施設の整備(南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手)を推進しました。(内閣府、国交省)
- 各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、海上保安庁が維持管理する「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図りました。(国交省)
- 有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、警察部隊を輸送するための機材の整備及び携帯電話等エリア整備事業の活用等を通じ、特定有人国境離島地域の地域社会維持及び有人国境離島地域の保全に必要な施策を実施しました。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省)

- 無人の国境離島及び有人の国境離島の領海基線近傍の土地を対象に不動産登記簿の収集を実施しました。(内閣府)
- 総合海洋政策本部参与会議に設置された MDA の取組を活用した国境離島の状況把握に関する PT において、土地の所有状況の把握や大規模な掘削行為等の規制状況等について関係省庁間で検討を進めました。(内閣府)

② 離島における安全確保や観測活動の実施

- 離島の保全・管理に資するため、大野原島(東京都三宅村)において三角点を設置し、南鳥島において既設三角点及び電子基準点の標高決定を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定、地殻変動監視のための観測及び施設の維持管理を実施しました。これらの成果は、基準点成果等閲覧サービス³¹、電子基準点データ提供サービス³²で確認することができます。(国交省)



電子基準点「南鳥島」

- 離島に設置されている灯台等の航路標識について、適切な維持管理を行うとともに 132 か所の整備を実施しました。(国交省)
- 台風等の監視に重要な南鳥島において、気象や温室効果ガス等の気象観測施設の維持・管理を実施行うとともに、観測を継続して実施しました。(国交省)

③ 離島及び周辺海域の自然環境の保全

- 西表石垣国立公園における石西礁湖自然再生事業として、サンゴの白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。(環境省)
- 「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」や「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を踏まえ、サンゴ礁生態系の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が主体となって取り組む体制を構築するためのモデル事業を実施しました。また、平成 30 年 12 月に、関係省庁のほか、6 県、3 町村、2 団体、専門家 9 名の参加を得て、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020 中間評価会議」を開催しました。(農水省、環境省)
- 隠岐諸島周辺等において、水産環境整備事業により、地方公共団体等が実施する藻場の造成・保全の取組を支援しました。また、対馬市等において、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。(農水省)

³¹ 「基準点成果等閲覧サービス」 <https://sokuseikagis1.gsi.go.jp/top.html>

³² 「電子基準点データ提供サービス」 <https://terras.gsi.go.jp/>

- 海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られており、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ事業を推進するとともに、毎年 7 月の「海岸愛護月間」には、海岸清掃活動、環境保全・啓発活動、安全・避難訓練及び海開きやビーチバレー大会などの各種イベントが開催されるなど、海岸の適正利用を図りました。（農水省、国交省、環境省）
- 国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討及びサンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。（環境省）
- 海洋ごみの回収処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。また、市町村が実施する海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援しました。（環境省）



オニヒトデの駆除作業の様子
提供：環境省 自然環境局 国立公園課

イ 離島の振興

① 離島における産業の振興等

- 定住の促進を図るため、平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえて創設した「離島活性化交付金」により、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大及び安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援しました。（国交省）
- 離島漁業再生支援交付金により、離島の漁業集落が取り組んだ種苗放流、産卵場・育成場の整備、販路拡大及び高付加価値化等の漁業再生のため、18 都道府県の 205 漁業集落の活動に対して支援を行いました。（農水省）
- 経済の活性化及び就業機会の確保を図るため、平成 25 年度に創設した「離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度」及び「奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度」を実施することにより、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展の実現を図りました。（国交省）
- 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の補助金の交付を受けた執行団体を通じ、離島における再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業への支援を実施しました。（環境省）
- 離島特区制度については、関係地方公共団体に対して、各離島が必要としている規制緩和措置等に関する要望を随時受け付けている旨の周知を行いました。（国交省）

② 交通通信の確保

- 離島住民の日常生活に必要な不可欠な航路を維持する観点から、約 72 億 7 千万円(うち補正 3 億 1 千万円)の予算を確保し、補助対象 120 航路の事業者に対し、運航費補助(欠損に対する補助)を始め、構造改革補助(代替建造に対する補助)、運賃割引補助等を行いました。(国交省)
- 離島のガソリン流通コスト対策事業により、離島における本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助を行うとともに、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、地域ごとに関係者による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組に対する支援を実施しました。(経産省)
- 離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体が海底光ファイバ等の整備を行う場合の支援を東京都及び鹿児島県において実施しました。(総務省)

③ 医療の確保及び教育文化の振興

- 妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置により支援しました。(厚労省)
- 離島高校生修学支援事業を実施し、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部の補助を実施しました。(文科省)

④ 基盤の整備

- 漁業活動の重要な拠点である漁港等水産基盤の整備の推進を図りました。(農水省)
- 離島振興計画、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、各事業関係予算の一括計上等により、離島の産業基盤や生活基盤の整備の推進を図りました。(国交省)

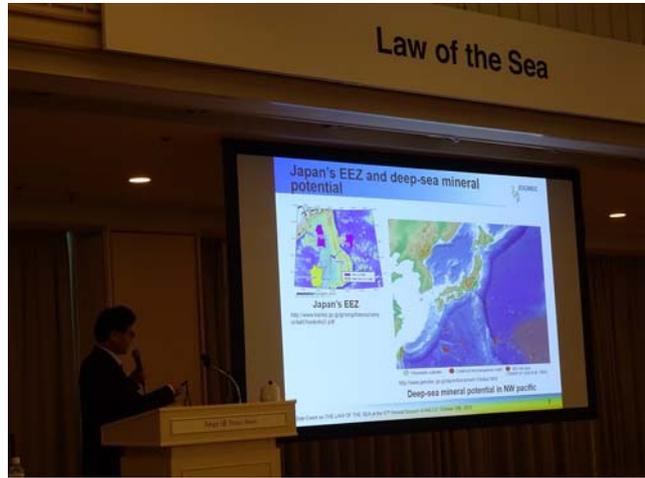
(2) 排他的経済水域等の開発等の推進

ア 排他的経済水域等の確保等

- 「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に基づき、小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。(内閣府、外務省、国交省等)
- 平成 30 年度には、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し、約 6 万米ドルを拠出しました。(外務省)
- 日中高級事務レベル海洋協議等様々な場面で、中国に対し海洋における「法の支配」の重要性を訴えてきています。国際法学会の共催(協力:日本財団)で第 20 回国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催しました。今次大会では、非国家主体に対する自衛権の行

使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に、19 か国 65 校から参加登録があり、15 か国(日本、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム)の大学生が東京で開催された口頭弁論(本戦)に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競いました。(外務省)

- 日本は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議やそこでの活動に積極的に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成 30 年 10 月、東京において第 57 回アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)年次総会におけるサイドイベント「深海底資源開発技術の最前線」を開催しました。(外務省)



第 57 回 AALCO 年次総会のサイドイベント
「深海底資源開発技術の最前線」

イ 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備

- EEZ において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しています。(農水省)
- 「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」を平成 30 年 5 月 15 日に総合海洋政策本部決定し、海洋情報の共有を推進する方針を明確化しました。同決定に基づき、海洋情報の更なる利活用のため、関係省庁の密接な情報交換・共有、関係省庁等が運用する各種海洋データサービスやシステムとの連携及び情報の充実を図るとともに、地方公共団体や民間企業等とも連携を進めていきます。(内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省)
- EEZ 等の有効な活用のため、海洋情報を共有するための基盤となる海洋状況表示システムを構築し、平成 31 年 4 月から運用開始しました。(内閣府、国交省)
- 海洋再生可能エネルギーについては、「第 2 部 2 (1) エ①」に記載しています。

7 北極政策の推進

(1) 研究開発

ア 北極域研究に関する取組の強化

- 北極域研究推進プロジェクト(ArCS)において、国際共同研究の取組を推進し、その結果、主な研究成果を得ました。(文科省)

- ・北極域海航路上の海氷厚分布を高精度に予測できる時間スケールを特定
- ・北極域の気象観測が台風等の進路予報を向上させることを解明
- ・グリーンランドの氷河の融け水に起因する湧昇流(プルーム)が、フィヨルド中層から栄養塩を汲み上げるポンプとして機能していることを初めて定量的に解明
- ・人間活動によって放出される鉄エアロゾルが多面的に気候へ影響を及ぼすことを発見
- ・大気中のすす粒子の地球温暖化温暖化効果を推定する上で、すす粒子の大きさや化学組成を考慮することが不可欠であることを解明
- ・太平洋側北極海及びその沿岸域における海氷と冬季水形成には、当該海域の風や海水だけでなく、大西洋からの暖かい海水も影響していることを解明
- ・冬季中央ユーラシアにおける近年の寒冷化の約4割が北極海の海氷減少によって説明されることを解明
- ・世界最北の有人島であるカナダのエルズミア島で、新種の菌類2種を発見

イ 北極域に関する観測・研究体制の強化

○ArCS において、国内の50以上の機関が参画し、研究観測を行いました。また、5か国10拠点の国際連携拠点を整備し、109人の研究者が現地へ赴き、氷床コア解析や気象観測、温室効果ガスモニタリング観測、ブラックカーボン連続観測及び凍土調査等を実施しました。(文科省)



北極域における国際連携拠点
提供: 国立極地研究所

○マイクロ波放射計について、極域の海氷等の観測精度向上を目的とし、高周波チャンネル追加検討や、空間分解能の向上検討を行いました。(文科省)

○JAMSTEC では、海氷下を観測するための無人探査機に係る要素技術の開発に取り組み、探査機試作のための機体デザイン検討や、氷海域における位置測位と通信に係るフィールド試験などを実施しました。また、北極域研究船の推進として、氷海水槽試験による連続砕氷性能の評価や、えい航水槽試験による平水中の航行性能の評価などを実施し、燃費改善などに資する北極域研究船の概念設計の精緻化を達成しました。さらに、JAMSTEC の研究開発業務の遂行に支障がない範囲で、「地球シミュレータ」等のスーパーコンピュータを海洋科学技術を始めとする科学技術の推進のため、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供しています。(文科省)

○海上技術安全研究所では、民間のニーズに応じ、民間が行う耐氷船の設計等のための氷海水槽による試験を行いました。(国交省)

ウ 北極域に関する国際的な科学技術協力の推進

- 平成 30 年 10 月に国立極地研究所とインド南極海洋研究センターで極地研究に関する協定を締結しました。これは、国際的な科学技術協力の推進にとって大きな成果となります。(文科省)
- 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、まずは気候変動分野を柱として、当面の研究計画等を立案し、平成 30 年度から研究に着手しました。(環境省)
- ArCS において、北極域データアーカイブシステム(ADS)を運用し、北極域での観測で得られた各分野のデータの収集・公開を行うとともに、北極域船舶航行支援システム(VENUS)の構築等を行いました。また、ADS から GEOSS ポータルを通して、北極域での観測で得られたデータの国際的な流通を行いました。(文科省)

エ 北極域の諸問題解決に貢献する人材の育成

- ArCS において、気候変動メカニズムや生物多様性への影響に関する研究や国際会議への若手研究者の出席について支援し、北極に関する研究を行う海外の大学や研究機関に若手研究者を 17 名派遣しました。(文科省)

(2) 国際協力

ア 「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画

- 北極サークルに河野外務大臣が出席し、基調講演を行い、北極における「法の支配」、国際法に基づくルールを基礎とした海洋秩序の重要性を国際社会に対して強調しました。また、北極と地球温暖化の関連性、北極の環境変化のメカニズム解明の必要性を述べました。また、二国間の枠組でも、北極科学研究の取組について意見交換をしました。(外務省)
- 第 3 回北極に関する日中韓ハイレベル対話に北極担当大使が出席し、我が国から、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を強調したことにより、国際社会がルールを基礎とした方法で北極に係る平和、安定及び建設的な協力を維持する重要性を再確認する共同声明が採択されました。(外務省)
- 北極フロンティアに駐ノルウェー大使が出席しました。(外務省)
- 第 2 回北極科学大臣会合において、出席した柴山文部科学大臣から、ArCS の成果やグリーンランドにおける現地住民と連携した取組を紹介しました。(文科省)
- 我が国から参加した研究者等が、北極サークルや北極フロンティア、北極に関する日中韓ハイレベル対話等において、観測・研究実績の発信を行いました。(文科省)



北極サークルでの河野外務大臣の基調講演
提供：外務省(撮影：外務省報道課写真室)

○「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」につき、我が国は、北極海沿岸 5 か国(米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク)及び主要関心漁業国・機関(中国、韓国、アイスランド、EU)との間で平成 27 年 12 月以降計 7 回の交渉を行い、平成 30 年 10 月に全関係国・機関が署名を行いました。(外務省、農水省)

イ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大

- 第 3 回北極科学大臣会合を次期北極評議会議長国であるアイスランドと共催し、令和 2 年にアジアで初となる我が国において開催することを提案し、了承されました。(文科省)
- 平成 30 年度は北極サークル、北極フロンティア、北極科学大臣会合を始めとする北極圏国等との会議に参加しました。(文科省)
- 北極圏に位置する研究・観測拠点の確保や研究者の交流、国際共同研究については、「第2部7(1)イ」に記載しています。

ウ 北極評議会 (AC) の活動に対する一層の貢献

- AC 関連会合の機会を活用し、AC 議長国、AC メンバー及びオブザーバーと共に、オブザーバーの役割について意見交換を進めています。AC 北極高級実務者会合に出席した北極担当大使が、オブザーバーセッションで我が国の北極に対する考えを発信しました。また、EU、デンマークとの間でそれぞれ北極協議を開催しました。(外務省)
- 平成 30 年 9 月の北極圏動植物相作業部会 (CAFF) にオブザーバーとして環境省担当官と大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所(以降、極地研)担当官が出席しました。(環境省)
- CAFF のプロジェクトの1つである北極渡り鳥イニシアティブ (AMBI) の東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・ワークショップが平成 30 年 12 月に開催され、環境省担当官と専門家が出席しました。(環境省)

(3) 持続的な利用

ア 北極海航路の利活用

- 国交省では、北極海航路の利活用の動向やロシアの航行制度等に関する調査を行うとともに、最適航路探索のための運航支援システムの構築に向けた検討を進めています。(国交省)
- 北極を航行する LNG 船の GCOM-W データ利用・検証に関する株式会社商船三井・極地研・JAXA の三者協定に基づき、GCOM-W によって観測された海氷データを活用し、船の現場観測情報(船に搭載したカメラの画像や航路情報)と比較・検証を実施しました。(文科省)
- ArCS により、海洋地球研究船「みらい」北極航海史上初の初冬の北極海観測によるモデルデータの解析や得られた仮説の検証、北極海縁辺海における短期の海氷予測可能性とその精度評価の実施、波浪予測研究の一環として波浪の発達機構の経年的変化の解

析等を行いました。この航海では「みらい」に ADS の VENUS を搭載し、初冬の北極海での VENUS の運用について、実施に VENUS を運用するにあたってのユーザーの声を聴取することで、今後改善すべき点を特定できました。また、「みらい」初の初冬の北極海観測に向けて、チュクチ海における短期海氷予測を行いました。(文科省)



北極航海で波浪観測ブイを投入する様子
提供: 国立極地研究所



北極航海で投入された波浪観測ブイ
提供: 国立極地研究所

イ 北極海の海洋環境保全の確保

- パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030 年度 26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています。(環境省)
- ArCS により、北極評議会の作業部会である「北極圏海洋環境保護作業部会 (PAME)」等に専門家を派遣し、各国の取組について情報収集を行いました。そのほか、中央北極海における統合的な海洋生態系アセスメント (ICES/PICES/PAME 合同ワーキンググループ) (WGICA) において共同議長を務めるなど、北極に関する国際的な議論を牽引する立場としても貢献を行いました。また、IMO における海氷速報図の国際的な取り決めを踏まえて、海氷速報図作成のために必要なデータの調査を行い、ADS による提供を通じて国際的な貢献を実現しました。(文科省)

ウ 北極域の持続的な海洋経済振興

- 北極域における経済活動拡大のため、平成 31 年 1 月の北極フロンティアへの研究者及び民間企業の参加を働きかけと支援を行い、15 名が出席しました。(内閣府、国交省)
- 北極域における経済活動を経済界に勧奨するため、経済界の関係者に北極評議会、北極経済評議会等の北極国際フォーラムを紹介し、意見交換を行いました。(内閣府、外務省、文科省、経産省、国交省)
- ArCS により、海洋地球研究船「みらい」北極航海史上初の初冬の北極海観測によるモデルデータの解析や得られた仮説の検証、北極海縁辺海における短期の海氷予測可能性とその精度評価の実施、波浪予測研究の一環として波浪の発達機構の経年的変化の解析等を行いました。(文科省)
- 国交省では、「北極海航路に係る官民連携協議会」を平成 26 年度より継続して開催し、民間企業及び関係省庁との北極海航路に関する情報の共有を行っています。(国交省)

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- IMO の海上安全委員会(MSC)及び海洋環境保護委員会(MEPC)等の委員会並びに船舶設備小委員会(SSE)及び汚染防止・対応小委員会(PPR)等の小委員会等に参画し、自動運航船の安全基準等の国際ルールの検討、旅客フェリーの火災安全を向上させるための対策の策定等に積極的に貢献しました。特に、我が国から議長を輩出しているMEPCでは国際海運からのGHG排出を今世紀中なるべく早期にゼロにする長期目標等を含む「IMO GHG削減戦略」の採択を主導しました。(外務省、国交省)
- 平成30年度には、第19回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6月)、第28回国連海洋法条約締約国会議(6月)、及び海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10月及び11月)に参加しました。(外務省)
- 第20回国際法模擬裁判「アジア・カップ」については、「**第2部6(2)ア**」に記載しています。
- 平成30年10月、インドネシア主催でバリ島にて開催された第5回アワオーシャン会合(海洋問題に関する政府、民間、科学者相互の交流促進を目的とした国際会議)に、我が国政府から内閣府・外務省・環境省・水産庁が出席し、基調講演やスピーチ、各種会談等を通じて我が国の海洋政策を積極的に発信するとともに、「法の支配」と「科学的知見」の重要性を強調しました。また、積極的な働きかけの結果、関係省庁以外の機関も会合に参加し、我が国のプレゼンスが幅広い主体によって示されました。(内閣府)



第5回アワオーシャン会合

(2) 海洋に関する国際的連携

- 我が国は、マラッカ海峡の狭あい部の船舶航行安全等を更に強化していくため、日・ASEAN 統合基金(JAIF)を活用して、VTS センターの設置に関する支援を行うとともに、ASEAN 諸国において国際資格を持つVTS 管制官が少ないことから、当該管制官の育成を支援しています。具体的には、平成30年10月～平成31年2月にかけて、ASEAN 地域訓練センターにおいて国際基準に合致した訓練を実施し、新たに18名の研修生が国際基準に合致した管制官として認定されました。(外務省、国交省)
- ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。(防衛省)

- 二か国間の協力に加え、ADMM プラス海洋安全保障専門家会合といった多国間の枠組での協力も強化しています。(防衛省)
- ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) や ARF 海上安全保障 (ISM) 等の枠組において日本の取組を発信してきています。(外務省)
- 平成 30 年 10 月、モスクワで開催された NOWPAP 第 23 回政府間会合に、我が国から、外務省、国交省、環境省が出席し、日本海や黄海における海洋環境保全のための NOWPAP の活動に関する議論に積極的に参加しました。(外務省、国交省、環境省)
- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省)
- 海上保安関係の国際連携については、「**第2部1(3)ウ**」に記載しています。
- 各国海上保安機関との二国間会合については、平成 30 年 12 月に日露海上警備機関長官級会合が東京で開催され、地方機関における合同訓練等を通じた二国間協力及び北太平洋海上保安フォーラム (NPCGF) 等を通じた多国間協力について評価するとともに、今後の連携・協力の方向性について意見交換を行いました。そのほか、平成 30 年 12 月に日韓海上保安当局間長官級協議が韓国(仁川)で、平成 31 年 1 月に日印海上保安機関長官級会合が東京で開催されました。(国交省)
- 平成 30 年 7 月の北太平洋漁業委員会 (NPFC) 年次会合において、我が国の提案により、IUU 漁船リストに新たに中国漁船と思われる 4 隻の漁船が追加され、合計 27 隻となりました。また、公海乗船検査制度の実施規則が策定されました。(外務省、農水省)
- 太平洋クロマグロについて、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会 (ISC) による新たな資源評価結果に基づき、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) においては、太平洋クロマグロの保存管理措置につき、我が国提案の余剰枠の繰越し規定が追加されました。多くの国が措置の緩和を主張する中、太平洋島嶼国と協調し、科学委員会の勧告に基づき、措置の維持を主張した結果、現行措置の 2 年継続が合意されました。また、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の平成 29 年の年次会合では、大西洋クロマグロ資源について、TAC を令和 2 年までに段階的に増加させることで合意されたことを受け、平成 30 年の年次会合では、引き続き議論されていた同種への管理措置の見直し(未配分枠の配分、漁期の緩和等)が行われました。(外務省、農水省)
- サンマについては、平成 30 年 7 月の NPFC 年次会合において、我が国から、沿岸国の水域と公海に分けて数量管理を行う漁獲数量規制の導入を提案したものの合意に至らず、来年に向けて引き続き検討することとなりました。その他、サンマの洋上投棄禁止及び小型魚の漁獲抑制の奨励について、現行の資源管理措置に追加されることが合意されました。(外務省、農水省)
- サバについては、資源管理措置の前提となる資源評価の進捗について議論し、資源評価を迅速かつ確実に実施することが確認されました。(外務省、農水省)
- IMO において、船上クレーンの安全基準、旅客フェリーの火災安全対策、係船作業中の事故を防止するための安全対策等の海上安全に関連する重要課題について、我が国提案を踏まえて検討が進められましたほか、我が国等の提案により、自動運航船の実用化に向けた海上人命安全条約 (SOLAS 条約) 等現行基準の改正や新基準の策定の要否等

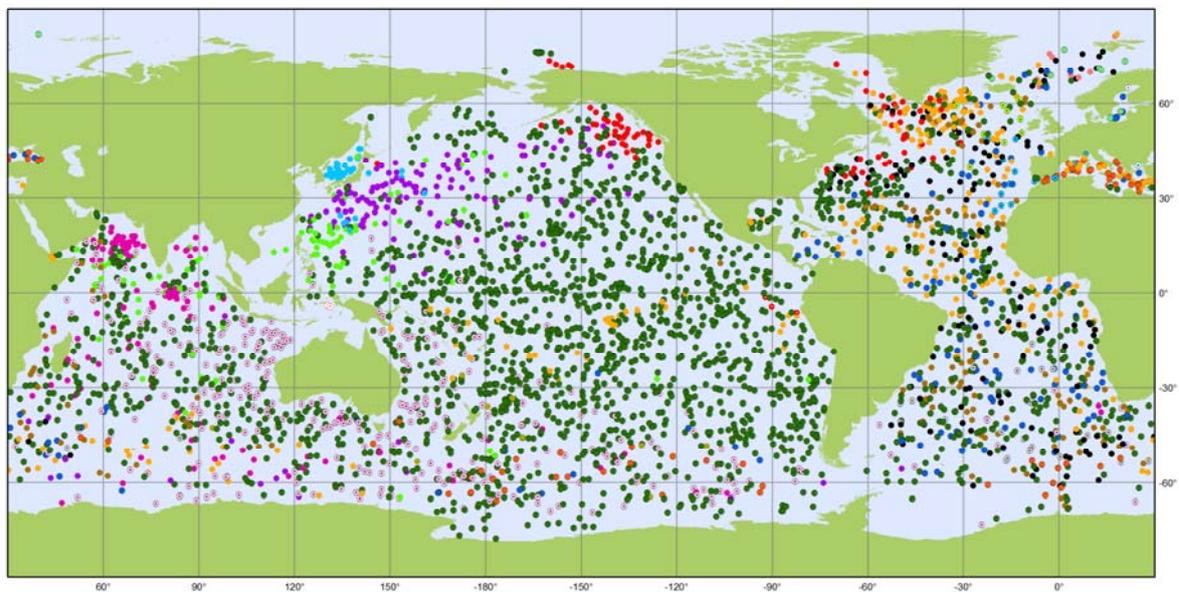
に関する検討が開始され、有志国による SOLAS 条約等の見直し作業に主導国として参画・貢献しました。(国交省)

- 平成 30 年通常国会において「船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)」の締結についての承認を得たほか、同条約の国内実施のための「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」が平成 30 年 6 月 13 日に成立し、同月 20 日に公布されました。また、同法律に関連し、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令」等の政令が、平成 31 年 1 月 23 日に公布されました。これらの整備を経て、我が国は平成 31 年 3 月 27 日に同条約を締結しました。(外務省、国交省)
- 「海洋航行不法行為防止条約 2005 年改正議定書」等の締結に向けて必要な調査及び検討を行いました。(外務省)

(3) 海洋に関する国際協力

ア 海洋調査・海洋科学技術

- 平成 30 年 7 月に UNESCO 本部で開催された第 51 回 IOC 執行理事会に出席し、アルゴ計画等の海洋観測、データ交換の枠組に関する議論に参加しています。また、国連持続可能な開発のための海洋科学の 10 年の準備期間における委員会に我が国から学識有識者を登録し、積極的に議論に参加しています。さらに、G7「海洋の未来」ワーキンググループの中で、海洋観測の連携についての議論を進めています。(文科省)



アルゴフロートの分布状況(2019年3月、紫丸が日本) 提供:JCOMMOPS

○我が国はアルゴ計画に積極的に貢献しており、気象庁では即時データを、JAMSTEC では、研究目的で利用できるような高度な品質管理を施したデータを公開しています。また、IOC の国際海洋データ・情報交換システム(ICODE)における連携データユニット(ADU)の日本拠点として、海洋生物の分布情報を集積・公開しています。JAMSTEC では海洋生物地理情報システム(OBIS)の日本ノードを担い、日本の海洋生物多様性に関する情報を OBIS に提供し、海洋生物多様性の維持と持続的な利用推進に貢献しています。これらの取組を通じて第 51 回 IOC 執行理事会への参加、熱帯太平洋海洋観測システムプロジェクト(TPOS 2020)等の国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に貢献しています。(文科省)

○水産研究・教育機構職員が委員としてアルゴ計画に参画し、引き続きアルゴフロートの運用に協力しています。また、IOC、UNESCO とも協力機関となっている北太平洋海洋科学機関(PICES)の活動に参画し、多くの職員が気候変動、海洋酸性化、生物多様性等海洋関係の様々な課題を検討する専門化グループに委員として参画し、生態系レポートなどの公表に携わっています。(農水省)

○国際的な海洋観測計画及びデータ交換の枠組等への参画・貢献については、「**第2部3(1)イ**」に記載しています。

○海底地形名の標準化に貢献するため、沖ノ鳥島南方海域及び南鳥島南方海域に位置する海底地形の名称 75 件を海底地形名小委員会に提案しました。(国交省)

○国際関係として、以下の取組を実施しました。(文科省)

- ・平成 30 年 5 月に日仏科学技術協力協定に基づく日仏海洋開発専門部会を開催し、日仏間の海洋科学分野における共同研究の進捗状況の確認を実施しました。

- ・海洋研究開発機構は、国内において文科省の IOC 分科会に委員として人的貢献を行うとともに当該委員会へ協力するため、外部有識者を含む IOC 協力推進委員会及び専門委員会を運営しました。

- ・IOC の地域小委員会である WESTPAC の副議長として選出されている職員、及び世界の海洋科学コミュニティによって組織されている Ocean Obs'19 について共同議長として選出されている職員の活動を通じた人的貢献、Ocean Obs'19、北極評議会(AC)と国際北極科学委員会(IASC)とで共同運用されている持続的北極観測ネットワーク(SAON)、及び IOC が、国際気象機関(WMO)、UNEP、国際科学会議(ICSU)と連携して運営する全球海洋観測システム組織(GOOS)に対して、資金的支援を通じて国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進しました。

○国立環境研究所と SYKE との協力覚書については、「**第2部7(2)ウ**」に記載しています。

○平成 30 年 7 月～9 月に国際陸上科学掘削計画(ICDP)と国際深海科学掘削計画(IODP)の連携の下、地球深部探査船「ちきゅう」船上に搭載されている X 線 CT 装置を用いて、オマーン陸上で掘削された岩石コア資料の解析を実施しました。また、平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月には、「ちきゅう」による



オマーンオフィオライトの地殻
—マントル境界付近コア試料—
提供: JAMSTEC

東南海地震の想定発生域である紀伊半島沖熊野灘での掘削を実施しました。(文科省)

イ 海洋環境

- モニタリングサイト 1000 において、干潟や小島嶼生態系の指標生物であるシギ・チドリ類及び海鳥などのモニタリング調査を実施しました。シギ・チドリ類調査で取得したデータは、アジア水鳥センサス(AWC)に提供しました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に対して積極的な貢献を行っており、東アジア地域における解析作業を牽引しています。(環境省)
- 平成 30 年 11 月にタイで開催された第 12 回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS12)に参加し、我が国の水質総量削減制度や里海づくり等の環境保全施策の情報発信を行いました。(環境省)
- 我が国漁船の安定的な入漁を確保するため、ミクロネシア、ソロモン、パプアニューギニア、キリバス、ナウル、マーシャル、ツバル及びパラオとの協議で操業条件について合意しました。また、令和 2 年 1 月以降、パラオ水域における外国漁船の操業を禁止する「パラオ国家海洋保護区設置法」の成立を受け、同国水域への我が国漁船の安定的・継続的な入漁に向けて、あらゆる機会を活用して働きかけを行いました。(農水省)
- 太平洋島嶼国の数か国において、サイクロン由来の高潮・高波における気候変動影響評価手法を改善し、沿岸域の浸水ハザードマップの作成を行う等気候変動影響評価や適応の取組を支援しています。(環境省)
- JICA の技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ 3」を実施し、バヌアツにおいて、沿岸の資源管理と代替生計手段の開発を組み合わせた資源管理の仕組み作りに取り組みました。また、キリバス、サモア、ツバル、バヌアツ、パラオ、フィジー及びマーシャル諸島を対象とする、国連食糧農業機関(FAO)と連携した無償資金協力事業「太平洋における沿岸集魚装置を用いた漁業を通じた生計及び食料安全保障の強化計画」を決定しました。(外務省)
- 平成 30 年 5 月、第 8 回太平洋・島サミット(PALM8)が安倍内閣総理大臣とトゥイラエパ・サモア首相の共同議長の下、開催されました。「繁栄し自由で開かれた太平洋に向けたパートナーシップ」というキャッチフレーズの下、日本、太平洋島嶼 14 か国、ニュージーランド、オーストラリアに加え、新規参加のニューカレドニア、仏領ポリネシアの 2 地域を含む 19 か国・地域の首脳等が参加し、①法に基づく海洋秩序、持続可能な海洋、②強靱かつ持続可能な発展、③人的往来・交流の活性化、④国際場裏における協力の 4 つの議題を中心に議論を行い、議論の成果として「PALM8 首脳宣言」を採択しました。(外務省)
- 上記のほか、次のとおり船舶及び港湾関連資材の供与等に関する書簡の交換を行いました。(外務省)
 - ・平成 30 年 5 月、ツバルにおける離島開発用の多目的船の建造及び関連機材の整備に関する書簡の交換を行いました。
 - ・平成 30 年 7 月、マーシャルの保健医療サービスの向上等のための離島を巡回する医療船等を供与する支援に関する書簡の交換を行いました。

・平成 30 年 12 月、ナウルへの港湾整備関連機材の供与による海上輸送網強化のための支援に関する書簡の交換を行いました。

ウ 海洋の治安対策・航行安全確保

- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、平成 30 年度はフィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者 10 名を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国交省)
- マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設(灯浮標等)の維持・管理のための事前調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸 3 か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各種委員会に参加し、利用国、利用者等との協力関係を構築しています。(国交省)
- マレーシア領海内南部海域の分離通航帯に存在する水深 30m 以下の浅い海域において、共同水路測量を実施しました。(国交省)
- 博多港において、日 ASEAN の港湾保安関係者による国際クルーズ船ターミナルに関する保安対策の合同訓練を実施しました。また、港湾保安に関する各国の情報共有等を行う日 ASEAN 港湾保安専門家会合を実施しました。(国交省)

エ 防災・海難救助支援

- 熱帯低気圧地区特別気象センター(RSMC)東京台風センターの活動や WMO 荒天予報実証プロジェクト(SWFDP)の一環として、アジアや太平洋諸国に提供している高潮や波浪の予測情報の拡充を行いました。また、これらの国の気象機関が自ら予測を行えるよう、技術的助言等の支援を実施しました。さらに、アジア・太平洋地域の気象機関による気象警報等の発表を支援する「地区ナウキャストセンター」の運用を開始しました。(国交省)
- 北西太平洋津波情報を迅速に提供するとともに、関係各国と調整を行い、各国からの要望や新しい技術を取り入れ、対象領域の拡張等の情報の改善を平成 31 年 2 月に行いました。(国交省)
- 気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関に提供するとともに、リクエストに基づき機動観測を実施しました。また、国際会議等の機会を利用して外国気象機関に気象衛星ひまわりの紹介・説明を行うとともに、利用するための技術的な調整を行いました。(国交省)
- 日中間における海上捜索救助に関して、更なる連携の強化を図るため、日中海上捜索救助(SAR)協定の締結に向けた調整を実施し、平成 31 年 2 月に締結しました。(国交省)
- 海上保安庁では、効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、隣接諸国と、実際に巡視船艇・航空機を用いた「捜索救助訓練」を実施するとともに、海難発生時における各国間の円滑な救助調整を目的とした「捜索救助通信訓練」を実施しました。(国交省)